様式第１号（第３条関係）

移動等円滑化基準チェックリスト（チェックリストＡ）

※建築物特定施設等の欄の「（　）」は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令該当条文

○一般基準（不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用するもの全体に係る基準）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 建築物特定施設等 | チェック項目 |  |
| 廊下等  （第１１条） | ①　表面は滑りにくい仕上げであるか |  |
| ②　点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分）　※１ |  |
| 階段  （第１２条） | ①　手すりを設けているか（踊場を除く） |  |
| ②　表面は滑りにくい仕上げであるか |  |
| ③　段は識別しやすいものか |  |
| ④　段はつまずきにくいものか |  |
| ⑤　点状ブロック等の敷設（段部分の上端に近接する踊場の部分）　※２ |  |
| ⑥　原則として主な階段を回り階段としていないか |  |
| 傾斜路  （第１３条） | ①　手すりを設けているか（勾配１／１２以下で高さ１６cm以下の傾斜部分は免除） |  |
| ②　表面は滑りにくい仕上げであるか |  |
| ③　前後の廊下等と識別しやすいものか |  |
| ④　点状ブロック等の敷設（傾斜部分の上端に近接する踊場の部分）　※３ |  |
| 便所  （第１４条） | ①　車いす使用者用便房を設けているか（１以上） |  |
| （１）　腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか |  |
| （２）　車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか |  |
| （３）　標識を掲示しているか |  |
| ②　床置式の小便器等を設けているか（１以上） |  |
| ホテル又は旅館の客室  （第１５条） | 1. 客室の総数が５０以上の場合は、車いす使用者客室を１以上設けているか |  |
| ②　客室の構造 |  |
| （１）　便所内に車いす使用者用便房を設けているか　※４ |  |
| イ　出入口の幅が８０㎝以上であるか |  |
| ロ　戸を設ける場合には自動的に開閉するか容易に開閉できる構造で高低差がないか |  |
| （２）　車いす使用者用浴室またはシャワー室を設けているか　※５ |  |
| イ　浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか |  |
| ロ　車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか |  |
| ハ　出入口の幅が８０㎝以上であるか |  |
| ニ　戸を設ける場合には自動的に開閉するか容易に開閉できる構造で高低差がないか |  |
| 敷地内の通路  （第１６条） | ①　表面は滑りにくい仕上げであるか |  |
| ②　段がある部分 |  |
| （１）　手すりを設けているか |  |
| （２）　識別しやすいものか |  |
| （３）　つまずきにくいものか |  |
| ③　傾斜路 |  |
| （１）　手すりを設けているか（勾配１／１２以下又は高さ１６cm以下であり、かつ、１／２０以下の傾斜部分は免除） |  |
| （２）　前後の通路と識別しやすいものか |  |
| 駐車場  （第１７条） | ①　車いす使用者用駐車施設を設けているか（１以上） |  |
| （１）　幅は３５０cm以上であるか |  |
| （２）　利用居室までの経路が短い位置に設けられているか |  |
| 標識  （第１９条） | ①　エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示を見やすい位置に設けているか |  |
| ②　標識の内容がＪＩＳＺ８２１０に適合しているか |  |
| 案内設備  （第２０条） | ①　エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか　※６ |  |
| ②　エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障害者に示す設備を設けているか |  |
| ③　案内所を設けているか（①、②の代替措置） |  |

※１　告示で定める以下の場合を除く。

　　　・勾配が１／２０以下の傾斜部分の上端に近接する場合

　　　・高さ１６cm以下で勾配１／１２以下の傾斜部分の上端に近接する場合

　　　・自動車車庫に設ける場合

※２　告示で定める以下の場合を除く。

　　　・自動車車庫に設ける場合

　　　・段部分と連続して手すりを設ける場合

※３　告示で定める以下の場合を除く。

　　　・勾配が１／２０以下の傾斜部分の上端に近接する場合

　　　・高さ１６cm以下で勾配１／１２以下の傾斜部分の上端に近接する場合

　　　・自動車車庫に設ける場合

・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

※４　当該客室が設けられている階に、不特定かつ多数のものが利用する車いす使用者用便房が1以上設けられている場合を除く。

※５　当該建築物に不特定かつ多数のものが利用する車いす使用者用浴室等が1以上設けられている場合を除く。

※６　昇降機等を容易に視認できる場合は除く。

○移動等円滑化経路（利用居室、車いす使用者用便房・駐車施設に至る１以上の経路又は公共用歩廊に係る基準）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 建築物特定施設等 | チェック項目 |  |
| （第１８条第２項第１号） | ①　階段・段が設けられていないか（傾斜路又は昇降機を併設する場合は免除） |  |
| 出入口  （第２号） | ①　幅は８０cm以上であるか |  |
| ②　戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に高低差がないか |  |
| 廊下等  （第３号） | ①　幅は１２０cm以上であるか |  |
| ②　区間は５０m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか |  |
| ③　戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に高低差がないか |  |
| 傾斜路  （第４号） | ①　幅は１２０cm以上（階段に併設する場合は９０cm以上）であるか |  |
| ②　勾配は１／１２以下（高さ１６cm以下の場合は１／８以下）であるか |  |
| ③　高さ75cm以内ごとに踏幅１５０cm以上の踊場を設けているか |  |
| 昇降機  （第５号） | ①　かごは各階（利用居室又は車いす使用者用便房・駐車施設がある階、地上階）に停止するか |  |
| ②　かご及び昇降路の出入口の幅は８０cm以上であるか |  |
| ③　かごの奥行きは１３５cm以上であるか |  |
| ④　乗降ロビーは水平で、１５０cm角以上であるか |  |
| ⑤　かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか |  |
| ⑥　かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか |  |
| ⑦　乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか |  |
| ⑧　不特定多数の者が利用する２，０００m2以上の建築物に設けるものの場合 |  |
| （１）　上記①から⑦を満たしているか |  |
| （２）　かごの幅は１４０cm以上あるか |  |
| （３）　かごは車いすが転回できる構造か |  |
| ⑨　不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するものの場合　※１ |  |
| （１）　上記①から⑧を満たしているか |  |
| （２）　かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか |  |
| （３）　かご内及び乗降ロビーに視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか |  |
| （４）　かご内及び乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか |  |
| 特殊な構造又は使用形態の昇降機  （第６号） | ①　エレベーターの場合 |  |
| （１）　段差解消機（平成12年建設省告示第1413号第１第７号のもの）であるか |  |
| （２）　かごの幅は７０cm以上かつ奥行は１２０cm以上であるか |  |
| （３）　かごの床面積は十分であるか（車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合） |  |
| ②　エスカレーターの場合 |  |
| （１）　車いす使用者用エスカレーター（平成12年建設省告示第1417号第１ただし書のもの）であるか |  |
| 敷地内の通路  （第７号） | ①　幅は１２０cm以上であるか |  |
| ②　５０m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか |  |
| ③　戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか |  |
| ④　傾斜路 |  |
| （１）　幅は１２０cm以上（段に併設する場合は９０cm以上）であるか |  |
| （２）　勾配は１／１２以下（高さ１６cm以下の場合は１／８以下）であるか |  |
| （３）　高さ７５cm以内ごとに踏幅１５０cm以上の踊場を設けているか（勾配１／２０以下の場合は免除） |  |
| （第１８条第３項） | ⑤　上記①から④は地形の特殊性がある場合は車寄せから出入口までに限る |  |

※１　告示で定める以下の場合を除く。

　　　・自動車車庫に設ける場合

○視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備までの１以上の経路に係る基準）※１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 建築物特定施設等 | チェック項目 |  |
| 案内設備までの経路  （第２１条） | ①　線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（風除室で直進する場合は免除） |  |
| ②　車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか |  |
| ③　段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか※２ |  |

※１　告示で定める以下の場合を除く。

　　　・自動車車庫に設ける場合

　　　・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで視覚障害者を円滑に誘導する場合

※２　告示で定める以下の場合を除く。

　　　・勾配が１／２０以下の傾斜部分の上端に近接する場合

　　　・高さ１６cm以下で勾配１／１２以下の傾斜部分の上端に近接する場合

　　　・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等